

GMI Ratings' 2012 Women on Boards Survey

要 旨

GMI Ratingsが行った2012年度女性取締役調査結果(世界45ヶ国、4,300社以上)によると、同社による前年の調査以降、取締役会における女性の比率は着実に増加していることが判明した。調査開始以来初めて、女性は取締役の1割(取締役全体の10.5%が女性、昨年から0.7%の増加)を占めるに至った。また、女性取締役がいない会社についても、39.8%(昨年から2%減少)と初めて40パーセントを下回った。

また、3名以上の女性取締役のいる企業の比率についても、1.3%増加し、世界中の企業の約1割(9.8%)にまで上昇した。

しかしながら、女性取締役の比率は、各国の経済発展の状況などにより大きく異なる。例えば、先進国グループでは、取締役の11.1%が女性で、63.3%の企業に1名以上、10.5%の企業については3名以上の女性取締役がいるが、新興国グループでは、女性取締役が占める比率はわずか7.2%であり、1名以上の女性取締役のいる企業は44.3%、3名以上の女性取締役のいる企業となると6.3%となった。

さらに、先進国、発展途上国といったグループ内での統計結果についても相当な幅があった。ノルウェイでは女性取締役は36%を占める一方、ドイツでは13%に届かず、さらに日本においては1%をこえて上回る結果となった。南アフリカでは17%、中国8.5%、そしてブラジルは4.5%であった。

これらの結果は、法的規制、コーポレート・ガバナンスのガイドライン、上場規則、メンタリングプログラム等、取締役会におけるダイバーシティに関しそれぞれの国が取り組んでいるアプローチの違いを反映している。

今回の調査の結果、女性取締役がここ1年で最も増加した国は、フランスとオーストラリアであった。フランスでの女性取締役の増加は、法律規制の結果である一方、オーストラリアでは、女性に対するメンタリングプログラムとコーポレート・ガバナンス・コードの改正の結果となっている。

女性取締役に関する現在の統計結果は、その国独自の歴史や文化、ガバナンス構造等に深く関わっている。国によっては、労働組合、政府あるいは創業者一族が多数の取締役を任命し、その結果、女性取締役が増加しているということもある。

各国における特徴

フランス

女性取締役の比率が世界的には緩やかに増加している中、フランスでは急上昇している。それは法律による規制に起因している。2010年1月、フランス議会は、3年以内に20%、6年以内に40%の女性取締役を義務付ける法律を制定した。この法律を見込んで、女性取締役の比率は加速的に伸び始め、2009年-2011年の間で7.5%(2010年-2011年の間だけで3.9%の増加)の増加を記録した。

現在フランスでの女性取締役の比率は**16.6%**で、フランス企業**10社**のうち**9社**は**1名以上**の女性取締役を選任していることになる(しかしながら、取締役会または委員会で議長を務める女性取締役の比率は遥かに低い)。特筆すべき事は、フランス企業の**3分の1**には少なくとも**3人以上**の女性取締役がいるという事だろう。ここまで女性取締役が増えれば、女性達がリーダーシップを発揮することにより企業が恩恵を受けることができるようになるだろうと考えられている。

オーストラリア

オーストラリアは、女性取締役の増加ペースに関し、フランスに次いで**第2位**である。オーストラリアの昨年における女性取締役の増加率は**3.5%**であり(過去2年間では**5.4%**)、法律の規制による増加ではない事を考慮するとこの増加率は注目に値するものである。上場取引所の開示要件の改正がこの増加に勢いをつけた一要因と思われる。現在、**ASX**上場企業は、ダイバーシティに関する基本方針ならびに具体的な達成目標を開示することが義務づけられている。

実際の開示(**2011年12月31日**に終了する会計年度)は今年始まったばかりだが、企業によっては早目に改善をおこなっているところもある。また、**AICD(Australian Institute of Company Directors)**において**2年前**に始まったメンタリングプログラムは、女性取締役候補者の増加に貢献している。このプログラムでは、ベテランの取締役や取締役会長と将来の女性取締役候補者との出会いの場を提供している。その結果、オーストラリアの女性取締役の比率は**13.8%**となり、**ASX**上場企業の**68%**以上が少なくとも**1名以上**の女性取締役を選任している。また、先進国グループ内においても、オーストラリアの女性取締役会長や監査委員会会長は高い比率を示している。

ノルウェイ

北欧諸国は、女性取締役の比率に関しては、これまでも世界をリードしてきたが、今年もノルウェイは**36.3%**(**2006年**の法律により課せられた**40%**をわずかに下回る)と最高値を記録している。スウェーデンとフィンランドは共に**2位**で**26.4%**。デンマークは少し下回り、**15.6%**。ノルウェイは少なくとも**3人以上**の女性取締役のいる企業数においても、他の国をしのぐ**60.7%**を記録している。スウェーデンは**53.7%**であり、大半の企業が**3人以上**の女性取締役を選任しているという国はノルウェイとスウェーデンの**2国**だけである(フィンランドは**28.6%**、デンマークは**17.4%**)。

ドイツ

ドイツ初の女性首相、アンゲラ・メルケルによる**6年以上**ものリーダーシップを経ているにもかかわらず、ドイツでの女性取締役の選任状況は大きく改善しているとは言い難い(ドイツのガバナンスシステムは二層制であり、業務執行に携わる執行役会と戦略的な監督責任を持つ監査役会がある。今回の調査では監査役会のデータを採用している)。

監査役会における女性取締役の比率は**12.9%**で、米国における比率(**12.6%**)に非常に近い値だが、北欧諸国(**15.6%**のデンマーク以外は**25%**以上)を大きく下回り、フランス(**16.6%**)に比べても低い値となっている。また、委員会および議長への女性取締役の選任についても、ドイツは先進国の中でも低い比率を示している。

一方、監査役会の**4分の1**において**3人以上**の女性取締役が選任されているという点では、ドイツは他国をしのいでいる。北欧諸国を除き、この比率を超える国はフランス(**32.7%**)のみである。しかしながら、ドイツの大企

業においては、しばしば役員会は16~20人という多人数で構成されていることを考慮すると、この“3人以上”の統計結果はそう驚くべき結果ではないかもしれない。

ドイツの監査役会への女性取締役の選任を促進している団体、FidARによると、ドイツの女性取締役は、組合に選任された従業員代表が大多数を占めている(ドイツの法律上、従業員数2000人以上の企業では半数、500人以上の企業では3分の1が組合によって指名された取締役で構成されなければならない)。FidARの2012年1月の調査によると、監査役会メンバー全体の12.76%が女性で占められているものの、そのうち、非従業員は8.1%のみであった。

組合が女性取締役を選任することにより、3人以上の女性取締役を有する企業というカテゴリーには多くの企業が含まれているが、議長等の要職を占める女性の比率は低いままとなっている。これは、ドイツのコーポレートガバナンスコードにより、議長と指名委員会は株主を代表する取締役のみで構成されなければならないとされているためである。さらに、FidARの調査によると、従業員代表の女性取締役を除くと、ドイツ企業の大多数(52.5%)において経営トップあるいは監査役会の株主代表には女性がいないことが分かった。

しかし、希望がないわけでもない。FidARによる1年前の同調査では、“執行役会、監査役会いずれにも女性がいない”統計は67.5%だったことを考えると前向きな変化は起きているのである。また、監査役会は、通常、年次選任ではないため(多くの場合、4年あるいは5年毎の選任)、現在のメンバーの任期が終了するのを待ち、さらに多くの女性取締役を採用しようとしている企業があるはずで、そのことから、近い将来、さらに変化が訪れる可能性はある。

アメリカ

アメリカにおける女性取締役の比率は、2009年から2011年の間ではわずかに増加したのみ(0.5%)で、12.6%となった。これは、北欧諸国、カナダ、オーストラリア、フランスよりもはるかに低い比率である。取締役会の70%において、1人以上の女性取締役がいる一方、3人以上となると10%となり、議長を務める女性はわずか2%である。

その反面、取締役全体の中での女性取締役の比率に比べ、3つの委員会での女性取締役の比率は多少高くなっている。

アメリカにおいては女性取締役を増やそうとの様々な試みが行われている。一例として、2015年までに女性取締役の比率を30%にまで増やそうと努めている投資家や企業経営者等から成るthe 30% Coalitionというネットワークがある。また、GMI Ratingsは、取締役になり得る女性、様々な経歴や能力、経験を有する候補者を求める企業を助けるべく、CalPERS(the California Public Employees' Retirement System)とCalSTRS(the California State Teachers' Retirement System)の依頼に基づき、Diverse Director DataSource (3D)という人材データベースを立ち上げた。

取締役就任を希望する候補者は、データベースへの登録を申請し、個々の資格や関心事等、詳細にわたる情報を提供する。3Dでは、上場企業の取締役の経験は無いが様々な分野で実績をもつ候補者を広く募ることを目的としている。

日本

日本はジェンダーダイバーシティに関しては、長年改善が見られなかったが、今年も変化は見られず、先進国の中でも最低であった。現在、日本における女性取締役はわずか1.1%であり、2009年から変わっていない。女性取締役を1人以上有する企業は11%にとどまり、3人以上の女性取締役がいる企業は皆無であった。

取締役会の議長をつとめる女性取締役は皆無で、委員会の議長を務める女性もほとんどいない。しかしながら、大変興味深い事に、取締役全体における女性比率よりも、委員会における女性比率の方がはるかに高かったのである(監査委員会での女性比率：4.5%、指名委員会：2.6%、報酬委員会：2.8%)。これらの希少な女性取締役達が委員会に加わるよう依頼される可能性は、男性取締役よりも高いということであろう。

南アフリカ

南アフリカにおける女性取締役の比率は、発展途上国の中で注目に値するだけでなく、多くの先進国をしのぐ結果となった。全体の中で女性取締役が占める比率は17.4%であり、米国、オーストラリア、フランスよりも高い値となった。企業のうち、93%以上が1人以上の女性取締役を有しており、これはノルウェイよりも高い値となっている。37%の企業が3人以上の女性取締役を選任しており、これは北欧諸国以外のどの先進国よりも多い比率となっている。

委員会での女性取締役の比率に関しても先進国の比率を上回り、報酬委員会においては、議長を務めている女性取締役の比率は20%近くにもなる。当調査では、取締役の人種についてのデータはない。しかしながら、女性取締役登用が増加したのは、以前に選挙権をはく奪された南アフリカ人の株所有および取締役への登用を増加させた、政府のBroad-Based Black Economic Empowerment programの結果にもよるものと考えられる。

ブラジル

2011年以来、ブラジルは初めての女性大統領であるジルマ・ルセフにより統治されている。ブラジルは、2012年国連持続可能な開発会議(リオ+20)が開催されることもあり、投資家達の注目を集めている。しかしながら、ブラジルの取締役会における女性取締役の状況は改善していない。女性取締役は全体の4.5%にしか過ぎず、新興国市場全体の比率の7.2%を下回っており、女性取締役の数も2009年以来、わずか0.1%の増加でほとんど伸びていない。

議長を務める女性取締役、3人以上の女性取締役を有する企業はいずれも皆無であり、委員会での女性取締役の比率(議長除く)の比率も少ない。さらに、2011年に国際金融公社(IFC)とのインタビューの中で、Brazilian Institute for Corporate Governance (IBGC)の議長を務めるGilberto Mifano氏は、現在のブラジルの女性取締役の中には企業の創業者ファミリー出身という人も少なからずおり、個人の能力というよりはコネで選任されることが多いということを示唆している。女性取締役の中から、独立取締役を探すとするとその比率は圧倒的に低くなるだろう。

インド

知名度の高い女性企業家やCEOがいる中、インドの女性取締役の比率は5.2%であり、この数値は発展途上国グループの7.2%という数値を下回ったうえ、2009年以来顕著な増加が見られないままだ。40%以上もの企業が1人以上の女性取締役を有する一方で、3人以上の女性取締役を有する企業はわずか3.2%であり、新興国での比率とほとんどかわらない数値となった。

報酬委員会で議長を務める女性比率が**6.5%**という点は特筆すべきだが、取締役会や他の委員会での議長を務める女性の数もとても少ない。ブラジルや中国のように、女性取締役選任の背景には家族関係が関わっている可能性もあるが、その点は当調査の範囲外である。

中国

中国企業における女性取締役の比率は**8.5%**で、新興国市場全体での比率の**7.2%**を上回っている。2009年以来、わずか**0.6%**の伸びではあるが、今では、**57%**の企業が少なくとも1人の女性取締役を選任しており、この比率は発展途上国グループの**44.3%**を上回り、先進国グループの**63.3%**に近づいている。同様に、**9%**以上の企業が**3人以上**の女性取締役を選任している。最も印象にのこる点は、議長を務める女性取締役の数である。**3.7%**の比率で女性が議長を務めており、先進国における**1.9%**を上回る数値となった。また、全ての委員会における女性議長の比率についても新興国グループの比率を上回っている。

例えば、監査委員会の議長の女性比率は中国では**6.5%**である。詳細は不明だが、これら女性取締役の中には、国有企業に関しては、政府が選任した女性取締役や支配力の強いファミリーメンバーも含まれている可能性もあるだろう。

***当レポートは、日本語翻訳及び配信に関し、GMI Ratings よりの許諾を得ております。**